

## 【報酬告示の改正案】

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(平成 27 年 4 月施行分)



- 介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）【平成二十七年四月一日施行（予定）】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
区分	額	区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円	ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円	従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円	従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
多床室	一日につき三百七十円	多床室	一日につき三百二十円

11

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(1)併設型ユニット型短期入所生活介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(1)若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(1)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(1)、ユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(1)、ユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(1)。

介護保健施設サービス費(1)、ユニット型介護保健施設サービス費(1)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)若しくはユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百一十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

この表において「ユニット型準個室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(1)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(1)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健

介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(山)併せて設立型ユニット型短期入所生活介護費(山)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(山)のユニット型介護老人保健

(1)、ニニシット型介護保健施設サービス費並のニニシット型介護保健施設サービス費(1)、ニニシット型療養型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型診療所型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ニニシット型介護予防短期入所生活介護費(1)併設型ニニシット型介護予防短期入所生活介護費(1)、ニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型診療所型介護予防短期入所療養介護費(1)、ニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)若しくはニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は居間ををいう。

この表において「ユニット型準個室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する準独立型ユニット型短期入所生活介護費(仙)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(仙)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(仙)のユニット型介護老人保健

(b)、ニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(単位)のニニシット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(単位)、ニニシット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(単位)、ニニシット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(単位)、ニニシット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単位)、ニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(単位)のニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(単位)若しくはニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(単位)のニニシット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(単位)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは小規模介護福址施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

人保健施設介護予防短期入所療養介護費のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型病院療養介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型病院療養介護費(ⅲ)、ユニット型病院療養介護費(ⅳ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅶ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅷ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅸ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病房をいう。

三 この表において「併設型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(1)若しくは併設型短期入所生活介護費(1)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サービス費(1)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1)、指定施設サービスサービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(1)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(1)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(1)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(1)を算定すべき者が利用する居室をいう。

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)、介護老人保健施設短期入所

介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅶ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅷ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

期入所療養介護費④)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑤)、(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑥)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑦)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑧)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑨)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑩)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費⑪)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

